

SASAKURA

CSR報告書

Corporate Social Responsibility report

2024



社是

社業を通じて社会の進歩に貢献し、
産業に携わる者としての喜びと誇りを見出し、
協力一致、経営の革新と技術の開発につとめ、
会社の発展と社員の生活の向上をはかる。

社訓

1. お客さまを大切にしよう

ササクラの繁栄は、お客さまの繁栄によってもたらされる。
お客さまあってのササクラであることを片時も忘れず、
お客さまにとって価値ある製品を作ろう。

2. 頭をつかおう

創意工夫のないところに進歩はない。未来を先取りするために創意工夫をこらし、
一步一步前進しよう。

3. 自己の能力の向上につとめよう

仕事に真剣に取り組み、自己の精神・技術・技能を磨こう。
たえず新しい知識を吸収し、自己の能力の向上の資としよう。

4. 実行しよう

立派な考えでも実践しなければ意味はない。毎日の地道な努力がなければ成功はおぼつかない。やる気のないものには道は開けない。熱意をもって全力でぶつかり、
根性と信念をもってつきすもう。

5. 世界にはばたこう

良い製品は世界中どこでも通用する。国際的視野に立ち価値ある製品をつくり
世界にはばたこう。

Contents

1	社是・社訓／Contents	22	財務データ
2	編集方針	22	主要財務情報
3	ササクラの事業	23	セグメント情報
3	トップメッセージ	25	会社概要
4	第10次 中期経営計画	25	拠点一覧／会社概要
5	ESG活動報告		
5	環境		
9	社会		
15	コーポレート・ガバナンス		
21	ササクラ環境科学財団		

編集方針

「ササクラCSR報告書」は、お取引先様、社員、株主、地域社会、行政機関、業界団体などすべてのステークホルダーの皆様に、ササクラの目指す姿や価値についてお伝えすることを目的として制作しています。

「ササクラCSR報告書2024」では、持続的成長を目指すうえで、それを支える経営基盤について分かりやすくお伝えすることを重視しました。本報告書を通じてササクラを一層ご理解いただき、ステークホルダーの皆様と企業価値向上に向けた対話の機会を創出していきたいと考えています。

対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日
※一部活動については2024年4月以降も含みます。

対象組織 株式会社ササクラ(グループ子会社含む)

発行時期 2024年11月

免責事項
本報告書は発行時点での情報に基づいて作成しています。将来の社会の変化によって実際の成果や業績は変わる可能性があります。

用語解説

ESG
環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字をとったもの。企業経営の持続性を評価するベンチマーク。

SDGs
持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

CSR
企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)。企業が組織活動を行うにあたって担う、ステークホルダー、環境、社会に対して適切な意思決定を行う責任。

トップメッセージ



代表取締役社長
笹倉 慎太郎

ササクラは、高度な技術力で豊かな地球環境創造に貢献します。

当社は1949年の創業以来、「水」、「熱」、「音」の分野で絶え間ない技術革新を続け、その結果、技術力をもって専門分野で高いシェアを誇っています。加えて、環境保護を目的とした製品の開発・製造・販売を通じてエネルギー効率の向上とCO₂削減の一端を担い、地球環境の保全に貢献しています。

現在、当社は第10次中期経営計画「Foundation for Resilience-30」を遂行しており、その中で事業の効率向上、事業の拡張、そしてサステナビリティの強化を柱としています。事業の効率向上においては、かねてより準備を進めてきた新業務システムを導入し、より効率的な事業運営に取り組んでいます。

また、工場排水を減容し有価物を回収する蒸発濃縮装置の普及や、液体水素バルブの販売を通じた事業の拡張も進めてい

ます。これらの製品は多くの企業で導入され、社会全体の環境負荷低減に貢献しています。

さらに、当社のメンバーがより働きやすく、やりがいを感じられるような職場環境を提供するために、働き方改革を推進しています。また、環境科学財団を通じた助成事業や出張事業、さらに、地域の清掃活動など、社会そして地元に貢献する活動も続けてまいります。

我々はこれからも全社が協力一致し、製品の販売を通じた環境保護に努め、持続可能な社会の実現に取り組むことで、企業の社会的責任を果たしてまいります。「水を造り、熱を活かし、音を究め、よりよい環境をつくるササクラ」をテーマに、社業を通じて社会の進歩に貢献することを使命とし、日々邁進してまいります。

第10次 中期経営計画 Foundation for Resilience-30

1. 企業目標

業務の変革により効率向上を実現させ、
ステークホルダーの期待に応える企業

2. 経営方針

CS(顧客満足度)の向上

3. 経営目標

- ① 営業利益率5%以上
- ② 損益分岐点比率90%以下

4. 重点施策

I. 事業の効率向上

仕事のやり方に変革を起こし、培った先進技術を一般化し、必要設計工数を減少させ、各部門間での情報伝達の効率を引き上げ、購買方法を見直しコストダウンをはかっております。

II. 事業の拡張

船用製品の海外展開及び海運の小人化対策、水素をはじめとするカーボンニュートラルに資する技術の研究開発体制の強化、水冷媒放射空調システムの販売促進、蒸発濃縮装置の海外展開及びパターンオーダー化による設計効率の向上に取り組んでいます。

III. サステナビリティの強化

ステークホルダーの関心ごとのバランスを考慮し、満足度を向上させる経営を行い、サステナビリティの更なる強化をはかっております。

環境 Environment



基本的な考え方

当社は、ISO14001環境マネジメントシステムの認証を受け、「水」、「熱」、「音」の技術を通じて、「よりよい環境をつくる」という経営理念に基づき、全社を挙げて環境保全・保護に努めております。

加えて、政府の掲げる2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減する取り組みに賛同し、サプライチェーン排出量のうちScope1（自社での燃料の使用や、工業プロセスによる直接的な排出）、及びScope2（自社が購入した電気・熱等のエネルギーの使用に伴う間接的な排出）の対象である自社の事業活動におけ

る燃料の燃焼や電気の使用に伴って発生するCO₂量を2013年度比で、2030年度に46%削減することを目標といたしました。

そのために、使用するエネルギーを減らし（Cut）、CO₂排出量の少ない方法に変え（Change）、再生可能エネルギーをつくる（Create）という3つの施策（3つのC）を実行してまいります。

また、自社の上流・下流部分を対象としたScope3につきましては、お客様のカーボンニュートラル達成に貢献できる製品、技術、システムを開発してまいります。



環境方針
基本理念

当社は、「水」、「熱」、「音」の技術を通じて、「よりよい環境をつくる」という経営理念に基づき、地球環境にやさしい技術と製品を提供し、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に取り組めます。

一方、生産活動において、資源・エネルギーの消費、廃棄物の発

生など環境に悪影響を与えていることも事実です。このことを全社員が認識し、経営理念の実践とともに環境に配慮した企業運営を実施します。過去の環境活動の実績に鑑みて本年度の環境目標を設定し、全社を挙げて更なる環境保全・保護に努めます。

基本方針

1. 法規制の順守

環境に関連する適用可能な法規制及び組織が同意するその他の要求事項を順守する。

2. 環境負荷の低減と汚染の防止に資する優れた技術と製品の開発と提供

- ① 海洋汚染防止機器
- ② 蒸発濃縮装置
- ③ 放射空調システム
- ④ アフターサービスの強化

3. 生産活動における環境負荷の低減

省資源・省エネルギー、廃棄物の減量を通じた、温室効果ガスの低減及び化学物質の適正管理に取り組む。また生産性の向上と不適合根絶の推進により、更なる環境負荷の低減に努め、利害関係者のニーズ及び期待にも応える。

4. 方針の徹底と継続的改善

- ① 環境教育を実施し、社内の環境に関する意識の向上をはかる。
- ② 環境マネジメントシステムを実行し、定期的にレビューすることで継続的改善をはかる。

2023年度 環境目標及び実績

当社は、ISO14001環境マネジメントシステムに従って、毎年、各部門における環境目標項目及び目標値を決定しております。

実施できる場合の測定可能性、汚染防止の実現性、当社における技術、財政、運用、事業上の配慮事項等を考慮しております。

環境目標の取りまとめにあたりましては、環境方針との整合性、当社の2023年度環境目標及び実績は、以下のとおりです。



ISO14001 環境マネジメントシステムの認証を取得しています。

推進部門	部門長	環境目的	環境目標（2023年度）	実績（2023年度）
本社部門	総務部長	最大需要電力の削減（本社ビル）	2018年度以降の実績値の平均値を超えないこと（目標値：65kW～125kW）	57kW～121kW：達成
東京支社	東京支社長	消費電力の削減	年間消費電力量：31,233kWhを超えないこと	30,868kWh：達成
竹島工場	工場長	消費電力の削減	2011年度の加工時間当り消費電力量実績から32%削減（目標値：5.7kWh/hr）	4.9kWh/hr：達成
			2016年度最大需要電力量210kW（通年ピーク）のオーバー防止	204kW：達成
歌島工場	工場長	消費電力の削減	2018～2022年度の組立時間当たり消費電力量実績14.6kWh/hrを超えないこと	13.6kWh/hr：達成
製造間接部門	製造部長	消費電力の削減	2013年度の実績累計を超えないこと（目標値：133,933kWh）	116,025kWh：達成
小野田工場	工場長	消費電力の削減	2015～2017年度の加工時間当り消費電力量実績から15%削減（目標値：21.4kWh/hr）	19.0kWh/hr：達成
品質保証部	部長	廃棄物量の削減	2022年度のCO ₂ 排出量より2%削減（目標値：1,702.6t/年）	1,705.7kg：未達
研究開発部 担当事業部	研究開発部長	テクノプラザの環境活動	年間来館者数：430名以上	423名：未達
			学会・講習会等での利用回数：3回以上	4回：達成
			顧客との共同試験件数：13件	13件：達成
機器事業部	事業部長	海洋汚染防止機器（油水分離器用部品と新型油水分離器）の拡販	油水分離器用部品（コアレスサー）の年間受注処理量：1,966t	1,936t：未達
		ファン駆動装置のオーバーホールまたは更新	新型油水分離器（RK）の年間受注処理量36台（2t/d）、又は処理量26,280t/年	26台（2t/d）：未達
			年間受注：26件	26件：達成
水処理事業部	事業部長	放射空調システムの販売	年間受注：26件	26件：達成
			放射空調パネルの年間受注3億円	82.25百万円：未達
		カーボンニュートラルを推進する蒸発濃縮装置の拡販	年間受注：30件	31件：達成
水処理事業部	事業部長	モニタリングシステムの装備数	2013年度CO ₂ 排出量実績から1,000t/年削減	1,094t/年：達成
			稼働台数：9件	10件：達成

使用電力量削減への取り組み

使用電力量削減につきましては、2022年度に当社竹島工場B棟に太陽光発電パネルを設置し、2023年度には同工場G棟にも設置いたしました。そして、2025年度までには同工場H棟及び当社小野田工場にも設置を検討しております。これらの取り組みの

結果、再生可能エネルギー活用によりCO₂削減に貢献しております。
また、工場天井照明のLED化、EV車の導入も行い、2030年度にむけたCO₂削減を実施しております。

●全社使用電力量削減推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
使用電力量 (kWh)	2,180,698	2,126,124	1,906,316	1,767,320	1,932,912
2013年度比 (%)	99.35	96.87	86.85	80.52	88.07

取り組み事例

電気自動車の導入

温室効果ガス削減に資するため、一部の社有車につきましては、従来のガソリン車から電気自動車に入れ替えました。



取り組み事例

太陽光パネルの設置

自社の事業活動における燃料の燃焼や電気の使用に伴って発生するCO₂量の削減を図るため、当社は太陽光パネルの設置を進めてまいりました。2012年度に本社ビル及び研究開発施設「ササクラテクノプラザ」に設置し、また2022年度に竹島工場にも設置しました。

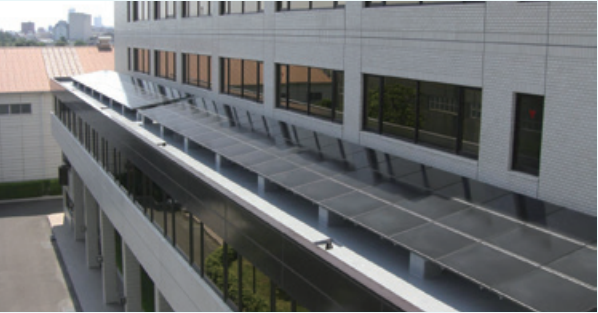
2023年度における太陽光パネルの設置効果は、以下のとおりです。本社ビル及びテクノプラザにつきましては、建物の空きスペースに設置しているため、発電割合は高いものの、竹島工場につきましては工場の屋根に設置しているため、発電割合が高くなっております。

	本社ビル	テクノプラザ	竹島工場
購入電力量(kWh)	306,063	343,250	241,563
発電電力量(kWh)	11,431	14,921	60,515
使用電力量(kWh)	317,494	358,171	302,078
発電割合 (%)	3.60	4.17	20.03

※1: 使用電力量＝購入電力量＋発電電力量
※2: 発電割合＝発電電力量／使用電力量
※3: 本社ビル及びテクノプラザの発電電力量は、定格出力による概算値



竹島工場



本社ビル



テクノプラザ

人権

基本的な考え方

人権尊重の取り組みを当社グループ全体で推進し、その責務を果たしていく指針として国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際基準に則り「ササクラ人権方針」を定めました。本方針は、当社グループのすべての役員と従業員に適用されます。また、当社グループのすべてのビジネスパートナー及びその他の関係者に対して、本方針の原則に沿った行動と人権を尊重

し、侵害しないよう求めています。

また当社は、ハラスメント行為を許容しないという強い意思を明確にするため、「ハラスメント防止方針」を定め、ハラスメントに関する知識を向上させ、そのような行為をしない、させない企業風土づくりに精励しております。

人権方針

1. 人権の尊重

- 事業活動を行うすべての国や地域において各国・地域の法令を遵守します。当該国の法規制と国際規範に乖離がある場合、国際規範を尊重し優先するための方法を追求していきます。
- 人身取引、強制労働、奴隷労働、児童労働を認めません。
- 人種、性別、国籍、宗教、性的指向、障害、思想、社会的身分などによる差別と、個人の尊厳を傷つけるようなあらゆる種類のハラスメント行為を認めません。
- 安全・衛生に関する法令を遵守し、職場における安全衛生と健康の確保に努め、働きやすい健全な職場環境の維持に努めます。

2. 人権尊重の実践

人権デューディリジェンス

人権デューディリジェンスの仕組みを通じて人権への負の影響を特定し、その防止、軽減する取り組みを行います。

教育

すべての役員、従業員に対して人権についての正しい理解と認識を持つよう適切な人権教育を行います。

ステークホルダーとの対話・協議

人権と個性を尊重する取り組み及び課題への対応について、関連するステークホルダーからの意見を取り入れ、またステークホルダーとの誠実な対話・協議を行います。

ハラスメント防止方針

- 当社は、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを含む各種ハラスメントなど、個人の尊厳を損なう行為を禁止します。また、それらを見逃すことも禁止します。
- 当社は、万が一、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを含む各種ハラスメントが発生した場合は、その通報

と解決のための相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。

- 当社は、相談者や、事実関係の確認に協力した方に対し、決して不利益な取扱いを行わず、プライバシーを守って対応します。

ハラスメント講習

当社は、ハラスメント防止の一環として、毎年、ハラスメント研修を実施しております。当社のハラスメント研修は、対象者を管理職、管理職以外に分け、毎年交互に実施しております。2023年度は、管理職を対象とした研修を実施いたしました。

	2023年度
対象者(名)	88
受講者(名)	79
受講率(%)	89.8

働き方改革

基本的な考え方

当社は、従業員の健康のために長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和がとれた環境の実現に積極的に取り組んでおります。そし

て、家族と過ごす時間や趣味に使う時間、社会との関わりを持つ時間を大切にするように職場環境を充実させております。

フレックスタイム制度

当社はフレックスタイム制度(工場部門を除く)を導入しています。業務の繁閑に合わせて出社時刻・退社時刻を利用者本人が原則自由に設定できることで、自身の業務に合わせた効率的な働き方が可能となっています。



勤務時間短縮制度

2021年より育児や子育て、介護や看護、本人の健康的な理由がある場合には、勤務時間の短縮を認める制度を導入しました。また、通勤することが勤務の妨げになるやむを得ない事情がある場合については、在宅による時短勤務も可能となっています。

	2021年度	2022年度	2023年度
時短勤務実施者(名)	2	5	5

各種休暇制度

2018年よりメモリアル休暇制度(誕生月と誕生月の6か月応当月に有給休暇を取得する制度)を導入し、有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気の醸成を目指しています。また、会社が指定する有給休暇の計画的付与日と合わせて、年間5日以上の有給休暇取得義務を遵守することも目的としています。

	2021年度	2022年度	2023年度
有給休暇取得率(%)	66.8	83.6	77.9

定時退社日

毎週水曜日と第3金曜日を「定時退社日」とし、全社員が定時に退社し退社後の時間を家庭や趣味などのプライベートに充てることでワークライフバランスを推進することを目的としています。



従業員教育

当社は、人材育成を効率的に行うために「従業員教育規程」を定め、この規程に従って、年度教育計画書を作成し、従業員に対する教育を実施しております。2023年度は、円滑な社内コミュニケーションや、ステークホルダーとのより良い関係を構築するため、自己理解と他者理解に焦点をあてたコミュニケーションのあり方を学びました。

	2021年度	2022年度	2023年度
階層別教育(実施講座数)	3	3	3
業務教育(実施講座数)	2	2	2
その他(実施講座数)	4	10	7



労働安全衛生

基本的な考え方

「安全はすべてに優先する」。安全な職場を作ることは、当社が事業において最も大切にしている価値であり、労働に関する法令等を遵守し、働きやすい職場環境を維持するため、安全衛生管理規程を定めています。

労使が一体となり安全衛生委員会を中心に、労働安全衛生に関する法令、規制、社内規程等を遵守し、安全で衛生的な職場環境の整

備、労働災害を防止するための対策を確実に実行します。また、健康診断及びその後のフォローアップにより生活習慣を改善、メンタル健康相談等の諸施策を進めることにより、従業員の心身両面にわたる健康確保に取り組んでいます。

社外相談窓口の設置

当社は、従業員の心身両面にわたる健康確保の一環として、社外相談窓口を設置しております。

社外相談窓口では、仕事や日常生活のなかで起こる問題や、悩み、モヤモヤしていることなどについて、どんなことでも気軽に相談できるようになっております。また、相談内容は、社内関係者に知られることが無いようになっております。

安全衛生委員会活動報告

講評

2023年度は、当社において3件の労働災害(内1件が休業災害)が発生しました。この結果を受け、整理、整頓、清掃、清潔、しつけを徹底すると共に、再発防止策を講じました。

衛生面

ストレスチェック制度に基づき、2023年7月に8度目のストレスチェックを実施しました。その結果、いくつかの部門で健康問題のリスクが高いことが判明し、特に「上司・同僚のサポート」に高いストレスが見受けられました。特定の従業員に業務が集中しないような仕組み作りが課題となっています。

年間活動

●安全管理

・不安全行動の撲滅

毎日の作業開始前危険予知活動では、作業者がその日実施する作業内容に潜む危険作業を予知し安全宣言(唱和)することで、他の作業者にも周知しました。

また、実作業において不安全行動がないか作業者全員が確認し、注意しあえる活動「安全行動表彰活動」を実施しました。職場の安全をつくるには、社員の意識ではなく、行動に着目することが大切であり、正しい行動をとらせる仕組みとして、2021年10月にスタートしました。

2023年度は第4回と第5回の活動を行い、表彰対象者に対して表彰を実施しました。今後も安全行動表彰活動を継続いたします。

・改正道路交通法施行規則対応

「飲酒運転による交通事故の根絶」を目的とし、当社では各運転手が運転前と運転後の状況についてインターネットを用いて本人の所属長等に対し、直接確認申請を依頼しております。「飲酒運転による交通事故」や「体調不良が原因の交通事故」撲滅を目指してまいります。

・その他

従来から取り組んでいる月2回のヒヤリ・ハット活動、危険予知活動に加え、安全自己宣言のゼッケン活動、管理者層による不特定の不安全行動監視活動も継続して実施いたしました。

●衛生管理

・体調管理

定期健康診断、作業環境管理、ストレスチェックの実施に加え、産業医による職場巡視、長時間労働者に対する面接指導の実施など衛生管理面の充実に努めました。

・メンタル不調者対応

メンタル不調者等の早期発見のために、長時間労働者に対する産業医の面談希望の有無を、該当者とのコミュニケーションを通じて確認するよう努めております。
また、メンタル不調者の主治医や産業医と面談を通じて情報を共有し、四者間で今後の対策等を検討しました。

●安全衛生教育

・外部セミナー

2023年7月の全国安全週間は、2023年度スローガン【高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場】の達成のため中央労働災害防止協会から講師を招き、小野田工場、東京支社はTeams会議から参加する形で、専門家の立場から(1)安全作業と保護具の着用、(2)安全は意識ではつukれない、(3)熱中症対策、についての講習を実施いたしました。
2023年10月の安全衛生週間では大阪労働衛生総合センターから講師を招き、小野田工場、東京支社はTeams会議から参加する形で【快適な職場環境の形成と健康づくりの推進】というテーマで衛生教育を開催し、職場の労働衛生基準や、腰痛と転倒の予防対策を中心とした作業管理と健康づくりの方法についての講習を実施いたしました。

・社内教育

生産技術室員と作業長が講師となり、危険行動、不安全行動、リスクについて考える教育や、ヒューマンエラーの防止に有効な「指差呼称」「声かけ」「一人危険予知」の実践の重要性について説明を行いました。また、機械類の安全な取り扱いについての説明も、現業職を対象に行いました。
自社工場内外注者に対しては、順次当社社員講師による入構時安全教育をおこない、安全対策を実施いたしました。

●安全衛生委員会

・職場パトロール

毎月1回、本社工場を対象とした職場パトロールを実施しております。加えて、毎年7月にある全国安全週間及び毎年10月にある全国労働衛生週間の期間中、本社事務所を対象とした職場パトロールを実施しております。

・4S活動

当社が4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を開始してから10年が経過し、その間、工場内では赤札活動から定置化、見える化へと進展し、整理整頓が定着しております。加えて、毎月1回の産業医による工場内・事務所内の職場巡視において、安全・衛生・整理整頓における指摘事項の改善も実施いたしました。

・リスクアセスメント活動

工場内の各係において、毎月2回のヒヤリ・ハット活動、危険予知に対する「リスクアセスメント」を継続して実施しております。そして、その内容について安全衛生委員会で審議し、有効性の確認や見直しを行い、必要に応じて対策を指示するなどリスクの低減に努めております。

品質マネジメント

基本的な考え方

当社は、中期経営計画で決定された経営方針のもと、ISO9001規格の要求事項に適合した品質マネジメントシステムを構築し、こ

れを継続的に改善することに対するコミットメントを含めて、次の通り「品質方針」を定めております。

品質方針

経営のすべての面で常に品質を高め、顧客満足度の向上をはかる

品質マネジメントシステム

品質方針は、当社の品質マネジメントの根幹となるものであり、すべての品質マネジメントがこの方針に基づいて行われることを確実にするために、当社は、以下のことを行っております。

また、当社はISO9001品質マネジメントシステムの認証を取得しています。



ISO9001
登録事業所：株式会社ササクラ
製品／サービスの範囲：
産業機器の設計、製造及びサービス

- ①「品質方針」を部門ごとに掲示させ、全従業員にこれの周知・徹底をはかる。
- ②「品質方針」は、当社ウェブ・サイト等に掲載し、利害関係者が入手可能である状態に維持される。
- ③「品質方針」は、必要があれば品質マネジメントレビューにおいてまたは顧客の要求に合わせて見直しをする。
- ④毎年、「品質方針」に沿って「年度品質計画」を定め、これを社内に公表する。
- ⑤「年度品質計画」に基づいて、各部門に年度の重点実施計画を策定させる。
- ⑥各部門の重点実施項目及びその実施状況については、レビューのため、適宜、部長会議その他の会議にて報告させ、これにより「品質方針」の適切性を確認する。
- ⑦品質マネジメントシステムが効果的であり続けるよう改善する。
- ⑧品質管理責任者として品質保証部長を任命する。

サプライチェーンマネジメント

基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を果たすにあたり、取引先の皆様との協力が不可欠であると認識しております。

当社は、取引先の皆様と公平・公正なパートナーシップを築き、長

期的視野による相互理解と信頼関係の維持向上を図るべく、調達方針を定め、適正な調達活動を行っております。

調達方針

1. 関連する国内外の法令や規則を遵守し、高い企業倫理に基づいた取引を徹底します。
2. 自由・透明・公正・公平を基本としたパートナーシップを構築します。
3. 品質・価格・納期の安定と適正化をはかり、持続可能な調達活動を行います。
4. 調達活動の適正性を定期的に確認するとともに、問題が確認された場合は、必要な措置を講じます。

取引先アンケート

当社グループは、調達活動が適切に実施されているかについて、定期的に取り先の皆様にアンケートを行っております。アンケートの結果、問題が確認された場合は、必要な措置を講じております。

	2023年度
対象社数	400
回答社数	349
回答率 (%)	87.3

地域貢献活動

当社がこれまでに実施してきた主な地域貢献活動は、地元大阪市内の小中学校を対象とした理科の実験や水の大切さをテーマにした出張授業、会社施設見学会・工場見学会、本社周辺の清掃活動などがあります。

本社周辺の清掃活動は、2015年から社長をはじめとする社内有志により、本社を起点に最寄り駅周辺のごみ拾いを約2か月に1度

の割合で行っています。「私たちが働くまちを少しでもきれいに」との思いで活動を続けています。

●本社周辺の清掃活動実績

	2023年度
清掃活動参加者(延べ人数)	73



社内献血活動

当社は、社会貢献の一環として40年以上にわたり社内献血を続けております。

大阪府赤十字血液センター様にご協力いただき、本社敷地内において年に2回の団体献血を実施しています。

●社内献血受付数の実績

	2023年度
献血受付数(延べ人数)	49



コーポレート・ガバナンス Corporate Governance



基本的な考え方

当社グループは、「社業を通じて社会の進歩に貢献する」を社是に掲げ、「水を造り、熱を活かし、音を究め、よりよい環境をつくるササクラ」を経営理念として、当社独自の技術、経験、ノウハウを活かし、お客様に喜んでいただける製品、サービスを提供することにより、「顧客満足度の向上」をはかり、また、「業務の変革により効率化を実現させ、ステークホルダーの期待に応える企業」

企業統治と役員の体制

当社は、監査役会制度を採用しています。取締役・監査役の選任状況は、取締役は6名で構成され、このうち社外取締役は2名となっています。監査役は3名で構成され、このうち社外監査役は2名となっています。

取締役会は定例的に開催し、途中で重要な決議事項が生じた場合は、必要に応じて臨時取締役会を開催し対応しています。また、業務の基本方針やその他の重要事項の具体的な対応などについては、取締役及び部長から構成される経営企画プロジェクトで検討・審議し、社長に上申し実施しています。このうち重要な案件については、取締役会の審議を経て決定し、実施しています。

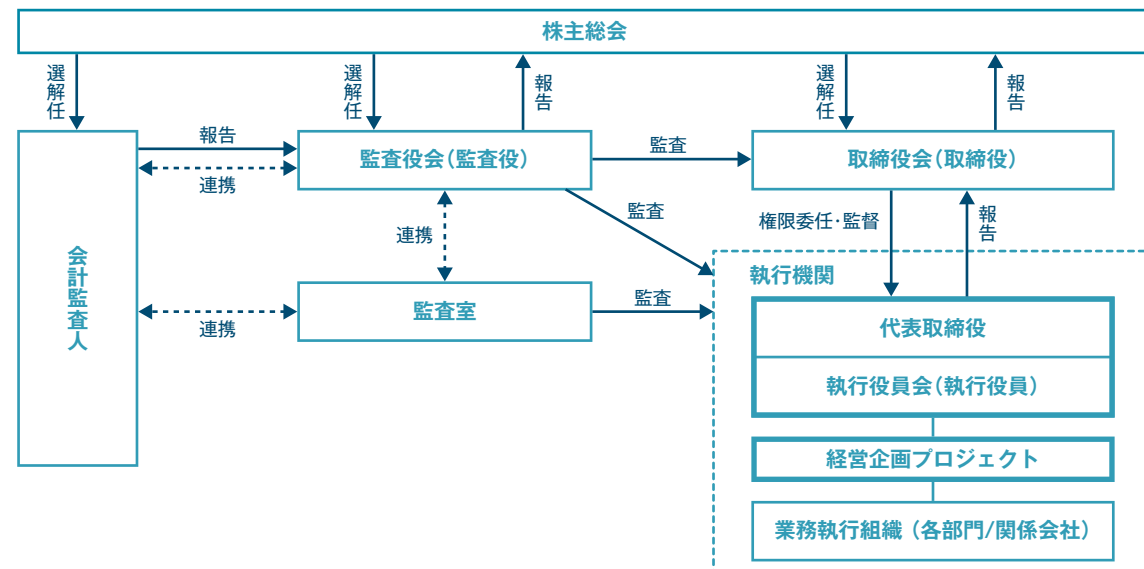
を目指して企業活動を行っています。

こうした企業活動において、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要な課題であると認識しており、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、法令遵守、公正性を尊重した事業活動を行うべく、経営組織や内部統制などを整備して行くことが重要であると認識しています。

更に、法律事務所と顧問契約を結んでおり、業務遂行や重要な意思決定に関して、必要の都度相談し指導を受けています。

また、経営の意思決定及び監査機能と業務執行機能の分担を明確化し、経営機能と執行機能の双方を強化し、経営の合理化及び効率化を図ることを目的として、2017年7月から執行役員制度を導入いたしました。当社の規模や業態からみて、適正な業務遂行、迅速な意思決定、監査の実効性などいずれの観点においても、コーポレート・ガバナンスが現状において十分機能していると判断しています。当社の「コーポレート・ガバナンス体制」と「機関ごとの役員体制」は次のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制図



役員体制

 笹倉 敏彦 代表取締役会長	[重要な兼職の状況] 株式会社笹興 代表取締役社長 SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY 取締役会長 台湾篠倉貿易股份有限公司 董事長 上海ササクラ环保科技有限公司 董事	 藤澤 武史 取締役（社外）	[重要な兼職の状況] 関西学院大学商学部 教授
 笹倉 慎太郎 代表取締役社長	[重要な兼職の状況] 株式会社笹興 代表取締役 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 株式会社ササクラ・エーイー 取締役 P.T. SASAKURA INDONESIA 監査役 台湾篠倉貿易股份有限公司 監事 上海ササクラ环保科技有限公司 監事	 三宅 孝典 取締役（社外）	[重要な兼職の状況] 関西大学環境都市工学部 名誉教授
 塩見 裕 常務取締役 研究開発部管掌	[重要な兼職の状況] 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 P.T. SASAKURA INDONESIA 取締役	 宮下 博之 常勤監査役	
 河本 真作 取締役		 川村 真文 監査役（社外）	[重要な兼職の状況] 弁護士 シンブラル法律事務所 代表
		 山田 和民 監査役（社外）	[重要な兼職の状況] 公認会計士、税理士 山田和民公認会計士税理士事務所 代表 和健工業株式会社 代表取締役社長

スキルマトリクス

当社の取締役会は、効率のかつ高度な意思決定及び監督の機能の役割を果たすために、多角的視点、多様な経験を有した者によって構成する必要があると考えています。この役割を果たすため、当社の取締役会は、各事業部、製造、管理部門のマネジメント経験者の中から、優れたリーダーシップ、各分野における専門的知識、リスクマネジメント能力、市場に精通していることなど

を総合的に鑑み、取締役候補者を選定しています。

また、独立社外取締役に、経営環境や事業特性に応じて、会社の継続的發展のためにほかの取締役のスキル等を補うことのできる専門的知識や経験等を有する者を候補者として選定しています。当社取締役が有する専門性及び経験は次のとおりとなっています。

氏名	地位	企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	人事・労務	技術・製造・研究開発	営業・マーケティング	ESG・SDGs
笹倉 敏彦	代表取締役会長	○	○	○	○			
笹倉 慎太郎	代表取締役社長	○	○	○	○			○
塩見 裕	常務取締役	○				○		○
河本 真作	取締役	○		○		○		
藤澤 武史	社外・独立						○	
三宅 孝典	社外・独立					○		

注1) 上記は、各取締役の有するすべてのスキル・経験・知見・能力等を表すものではありません。

注2) 「社外」は社外取締役、「独立」は独立役員を意味しています。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性評価を行うため、2016年から毎年5月に、取締役会の議長を務める代表取締役社長を除く各取締役(社外取締役を含む)に対し、過去1年間に開催した取締役会について、その実効性を評価するためのアンケート調査を行っています。アンケート調査は20問程度で各設問に対し5段階で回答しても

幹部候補者等の後継者育成(サクセッションプラン)

当社は毎年、「人事考課規程」に基づき、各社員の能力、適性及び成績の効果を評価(考課)し、「資格規程」とあわせて昇級・昇格を行っています。また、将来の幹部候補者となる上級職(課長職)以上の者については、上級職昇格時に外部管理職研修の受講を必須としています。比較的年齢の若い上級職の者であっても、経験や

役員報酬に関する考え方

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という)を定めており、その概要は次のとおりです。取締役の報酬等は、基本報酬、非金銭報酬等(株式報酬)、業績連動報酬等(賞与)で構成されています。基本報酬は、業績連動報酬を採用しない月例固定報酬とします。その算出は、常勤・非常勤別、経験、会社への貢献度合をもとに、また業界の標準報酬額等を参考に役位別基本報酬額を設定し、加えて過年度ならびに現在進行期の会社業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案して行います。業績低迷の場合は、取締役会の承認決議を得て、期初もしくは期中において一時的に各取締役の基本報酬の一部カットを実施する場合があります。非金銭報酬等(株式報酬)は、これまで譲渡制限付株式報酬として対象者を社外取締役を除く取締役と定め、対象取締役の年間基本報酬額に対し5%を基準に0%から5%相当の範囲内で株式付与(以下、非金銭報酬という)を行ってきました。この非金銭報酬には賛同するところであるが、今後大型の設備投資や資本政策(以下、計画という)の実行が予定されていることから、株式として支給していることで計画実行の判断に影響を及ぼすことが無いよう、当面の期間は、当該非金銭報酬分は金銭として支給することを、2023年6月の取締役会で決議いたしました。

業績連動報酬等の賞与は、株主総会での承認決議を必要としますが、賞与の支給を行う場合は原則7月としています。業績連動報酬に係る業績指標は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として、当事業年度の営業利益、経常利益、当期純利益を採用し、株主配当、従業員賞与基準、役員賞与支給実績などを総合的に勘案して立案いたします。立案した賞与支給総額および役員個々の評価配分額の決定は、取締役会の承認決議をもって行います。決定方針の決定方法は、これまでに採用してきた方針に基づいて、第三者意見を参考に総務部が立案し、2021年2月10日開催の取締役会で決定しました。決定方針の変更等は取締役会の決議でもって決定します。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会より委任を受けた代表取締役社長より説明を受け、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しています。

らうほか、自由回答欄を設け各取締役の意見をまとめる方法で実施しています。アンケート調査の結果は取締役会で報告され、反省と改善を繰り返しながら取締役会のさらなる機能性向上と活性化を目指しています。

実績が豊富で能力の高い者は、部長代行職、部長職等の重職に登用し、早期の段階で幹部職としてのマネジメント能力、リスク対応能力を養い、経営計画や事業計画へ参画することで、幹部候補者等の後継者育成を行っています。なお、部長代行職、部長職への登用は、当社取締役会の承認決議を必要とします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第64期定時株主総会にて、年額400百万円以内(従業員兼務取締役の従業員分の給与は含まない)と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会にて、株式報酬の額は年額50百万円以内、株式総数は当社普通株式年20,000株以内(社外取締役を除く)と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第64期定時株主総会にて、年額80百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項 2021年2月10日開催の取締役会にて代表取締役社長に、取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の決定と賞与支給時における賞与支給総額および役員個々の評価配分額の原案決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断したためです。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的向上を図るため、取締役の業績向上に対する意欲と成果に報いるために、株主総会の承認決議を得て、業績連動報酬等の賞与を原則7月に支給することがあります。また、業績連動報酬に係る業績指数は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として、当該事業年度における当社の営業利益、経常利益、当期純利益を採用しています。

⑤ 非金銭報酬等の内容

社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として株式報酬をこれまで交付してきましたが、2023年6月の取締役会の決議の通り、非金銭報酬等の株式の支給は現在行っていません。

内部統制

1. 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が、繰り返しその精神を役員(執行役員を含む。以下同様)および従業員に伝えることにより、法令および定款遵守が、あらゆる企業活動の基本であることを徹底するとともに、内部統制委員会が中心となり、対象となる法令、関係する部署、監視方法等について整備し、継続して改善に努めています。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る主たる情報は文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という)に記録し、所管部署が文書管理規程に定める保存期間、管理の要領に従って保管・管理しています。当該文書等の機密保持に留意するとともに、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制になっています。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに当社の企業集団を取り巻く主要なリスクについては、職務決裁権限規程、内部情報管理規程、経理規程、品質管理規程、PL管理規程、売上債権管理規程、発注先与信管理規程、情報システム管理規程等により定められた手続きに基づき、所管部署がリスク管理を行っています。監査部門は内部監査規程等に基づいて、リスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理の徹底を図っています。また、災害等の危機発生時においては、危機管理マニュアルに基づいて適切に対応することになっています。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度、業務分掌規程、職務決裁権限規程、予算管理規程等により、取締役および執行役員の職務権限を明確に定め、中期経営計画および年度総合予算を実現するために、事業年度ごとに取締役会において各部門の数値目標を定め、執行役員はその目標に向かって効率的な達成の方法を定めて実行しています。また定例取締役会において、必要に応じて執行役員に進捗状況を報告させ、取締役会はそれをレビューし、必要に応じて改善を行っています。さらに内部統制委員会により業務の有効性と効率性に関する内部監査システムを構築する等、会社の組織機構、委員会の設置等についても常に情勢を勘案し、必要に応じて改廃を行っています。これらにより目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築しています。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程等に基づいて、当社の取締役、執行役員および従業員を子会社に取締役、監査役として派遣して企業集団としての業務の適正を確保しています。さらに子会社との適正な関係を維持することに努めるとともに、子会社においてもその特性に応じた内部統制システムを構築しています。

① 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の役員の職務の執行に関して必要と認める事項に

ついて、関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営責任者から申告を受け、当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社の業務執行ならびにリスク管理については、それぞれの子会社の関連する社内規程ならびに当社の関係会社管理規程、内部通報規程に基づき報告され、必要に応じて当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。また、子会社に対する会計監査または業務監査は、子会社および当社の監査役、ならびに当社の会計監査人が行っています。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社が安定した企業経営を目指し、効率的に会社の経営目標を達成できるよう、当社は関係会社管理規程に基づいて、管理、指導を行う体制を構築しています。

④ 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

子会社が当社の経営理念に基づく経営方針を尊重し、法令および定款を遵守することで、安定した企業経営を目指すよう、当社は関係会社管理規程に基づいて管理、指導しています。また、子会社は、その特性に応じた内部統制システムを通じて、職務の執行が法令および定款に適合する体制を構築しています。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制、ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項、およびその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する組織を監査室とし、監査室員は監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関しては取締役の指揮命令は受けないものとしています。監査室に関する人事・組織の変更については、事前に監査役と意見交換し、監査役の意見を尊重することになっています。さらに、監査室員の監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行できる体制を整備するよう、監査役は当社の取締役または取締役会に要請できる体制となっています。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および従業員が当社の監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員または従業員は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社の企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容等をすみやかに報告するものとしています。報告の主要項目および方法(報告者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定しています。

② 子会社の取締役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

内部通報規程に基づき、当社およびその子会社からなる企業集団において、役員および従業員が、他の役員または従業員のコンプライアンスに反する行為を知ったときは、すみやかに当社の取締役会が当社の取締役、監査役および内部統制委員会委員の中から指定した通報従事者(社外取締役、社外監査役は通報従事者に指定)に通報することができる体制となっています。

③ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程に基づき、前号に記載した当社およびその子会社からなる企業集団の役員および従業員、さらには取引先等の社外関係者から通報を受けた場合でも、外部通報者が所属する会社または団体およびその通報者に対しても不利な取扱いをしてはならないものと定めています。

8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

監査役監査規程に基づき、監査役会は職務の執行に必要と認める費用について、あらかじめ予算を当社に提示し、監査役は緊急または臨時に支出した費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる方針となっています。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程に基づき、監査役会と当社の代表取締役社長および各取締役との間において定期的な意見交換会を開催し、監査役の実効性向上に資する体制となっています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンスの観点から、毅然とした態度で組織的に対応することで、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、あらゆる要求を排除します。

コンプライアンス

基本的な考え方

当社グループは、コンプライアンスをグループ経営上の最重要課題の一つと位置付け、すべての役員・従業員が関係法令及び社内規程等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた公正かつ誠実な企業活動を遂行してまいります。

当社は、企業活動を遂行するにあたり、「コンプライアンス規程」

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を8回開催し、法令規則の改正や社会情勢などを勘案し、必要に応じて職務決裁権限規程ほか関連規程の制定または改定を行っています。また、取締役が法令の遵守、定款ならびに経営理念に添って行動するよう徹底しています。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会に定めた監査計画に基づき、監査を実施しており、各監査役と取締役との面談を原則年2回実施しています。また、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに監査室との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しています。なお、当事業年度において監査役会を8回開催しており、監査役が職務執行上において必要な費用は、当社が負担しています。

③ 内部監査の実施について

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施し、取締役会に報告書を提出しています。

④ 財務報告に係る内部統制について

監査室は、監査計画に基づき、内部統制評価を実施し、評価結果を取締役会および監査役会に報告しています。

対応統括部署を総務部とし、不当要求への対応、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業部からの相談に応じるとともに、警察当局や顧問弁護士と連絡を密にし、従業員への徹底を図ることで、社会正義の確保に努めています。

を定めるとともに、「企業運営基本方針」を制定し、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

また、当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。

2023年度コンプライアンス研修実施状況

	目標(2023年度)	実績(2023年度)
受講率(%)	100	100

●内部通報制度

当社は、組織的または個人的な法令違反、不正等行為の未然防止、早期発見を図ることをもって、コンプライアンス経営の推進に資することを目的として「内部通報規程」を定めております。

違反行為に関する通報に対しては、当社の内部統制委員会が対応し、通報者の保護を図るとともに、事実関係の調査を行い、必要に応じて是正措置を講じております。

腐敗防止・贈収賄の禁止

基本的な考え方

当社グループは、腐敗が社会・経済・環境分野の発展にとって大きな足かせとなっているとともに、腐敗行為が組織に甚大な被害をもたらすことを深く認識し、「コンプライアンス規程」、「内部通

報規程」等の規程を定めております。加えて、企業として更なる社会的責任を果たすため、「贈収賄防止に関する基本方針」を定めております。

贈収賄防止に関する基本方針

1. 適用法令の遵守

腐敗は持続可能な開発にとって大きな障害となり、社会の構造そのものを腐食してしまうものであることを深く理解し、日本における法令及び規制のみならず、企業活動を展開するすべての国・地域で適用される法令及び規制を遵守いたします。

2. 贈賄の禁止

企業活動において、国内外を問わず、また相手方が公務員等であるか民間人であるかにかかわらず、何人に対しても、直接的または間接的に賄賂の申し出、約束、供与することは禁止いたします。

3. 収賄の禁止

企業活動において、国内外を問わず、取引先に対しては、公正かつ誠実な態度で接し、賄賂の要求、約束、受領はいたしません。

4. 支払記録の管理・保管

適切な内部統制システムのもと、事実に基づく正確な会計帳票等記録を作成し、かつ適正な会計処理を行うとともに、会計帳票等関係資料を法令及び社内規程に従い適正に保管します。

5. モニタリング及び管轄当局の調査へ協力

法令遵守の継続と更なる改善に主眼を置いた内部監査を行うとともに、企業活動を展開するすべての国・地域における管轄当局からの調査に協力いたします。

情報セキュリティ

当社グループは、デジタル社会の進展の結果として多種多様な情報の利用が著しく拡大している状況を鑑み、情報セキュリティの強化が社会的責任を果たすことにつながると認識しております。当社は、情報の漏洩・紛失等を経営上の重大なリスクとして位置

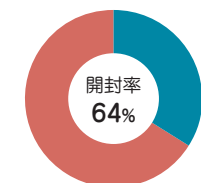
づけ、「機密情報管理規程」を制定し、情報の適正な管理及び運用をはかっております。加えて、当社役職員向けに、抜き打ちで標的型メール対策訓練を実施し、組織全体での情報セキュリティ強化に努めております。

●2023年度標的型攻撃メール訓練結果

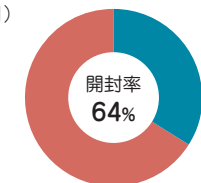
2022年度に引き続き、2023年度も標的型攻撃メール訓練を実施いたしました。

2023年度は、安否確認を装った内容とし、当社内150件の宛先に対して2回訓練を行いました。訓練の結果、1回目の開封率は64%、2回目の開封率も64%と高い開封率となりました。理由といたしましては、安否確認を装うという開封を促すような内容であったためです。但し、昨今は、e-taxを装ったメールなど、文面が巧妙になっており、文面だけでは標的型攻撃メールかどうかの判断が困難になってきております。その意味において、訓練の重要性が浮き彫りになった結果と認識しております。当社における情報セキュリティ意識の更なる向上をはかるため、継続して訓練を実施してまいります。

●2024年2月5日(月)
メール150通実施



●2024年2月19日(月)
メール150通実施



■ 未開封
■ 開封

TOPIC 一般財団法人 ササクラ環境科学財団について

当財団は2016年に設立して以来、環境科学に関する研究・取り組みを進める向学心に富む高校生、大学生、大学院生に対して研究助成事業を行っています。また、大阪府、兵庫県下の小学校、中学校、高等学校に対し、株式会社ササクラグループから講師を現地に派遣し、理科実験授業を行うことで学生たちの理科に対する

知的好奇心育成のための事業にも取り組んでいます。2016年の設立以来、大阪府下、兵庫県ならびに山口県下の大学に対し、2024年7月末現在で延べ45件の一般研究助成活動(50万円/件)を行い、大阪府下の小学校に対し延べ12校の理科実験授業を開催してきました。



第8回定時役員会(定時評議員会、理事会合同会議)の様子



理科実験授業の様子:食塩水から「食塩」と「真水」を取り出そう！

2024年度 第8回「一般研究助成」

一般研究助成(6件/助成総額350万円、うち1件は「※グリーンコミュニティ助成部門」)(受付順)

研究助成申請者 (共同研究者)	所属	研究課題
小林 裕一郎 助教 (橋本 駿) (神岡 龍之介)	大阪大学 大学院 理学研究科	持続可能な社会構築のための廃棄硫黄を原料としたポリチオエステルの創製
森内 隆代 教授 (西岡 姫名乃)	大阪工業大学 工学部 応用研究科	生体・環境負荷低減に向けた塩ビプラスチックの可塑性転換の手法の開拓
大石 康喜 (矢野 将文 准教授) (山本 悠太)	関西大学 大学院 理工学研究科	Langmuir-Blodgett法を用いて作製した検出プレートを利用した金属イオンの蛍光センシング法の開発
中村 模吾 (今井 剛 教授) (Alissara Reungsang 教授) (Praepaid Chairattananakorn 准教授)	山口大学 大学院 創成科学研究科	脱炭素社会実現に資するメタン発酵の安定的高効率化のための中温メタン菌の耐熱化
茶山 健二 教授 (岩月 聡史 教授) (小平 広夢)	甲南大学 理工学部	イオン液体生成反応を利用するパラジウム・白金イオンの高速抽出に関する研究
※ 井上 巨人 (山崎 和仁 講師)	神戸大学 理学研究科	※形状解析と時系列解析に基づく衰弱したアオウミガメの回復指標の構築

※グリーンコミュニティ助成部門

これまでの研究助成事業に関する研究は、専門性が高く、必ずしも多くの方に馴染みの深い研究にはならないという課題を抱えていました。これまでの選考に加えて、より身近で環境と調和する豊かな社会の構築に資する助成先として、2024年度より「グリーンコミュニティ助成部門」を新たに採択することになりました。

当財団の設立の経緯

株式会社ササクラは、1949年2月に創業してからこれまでの間、決して順風満帆ではありませんでした。

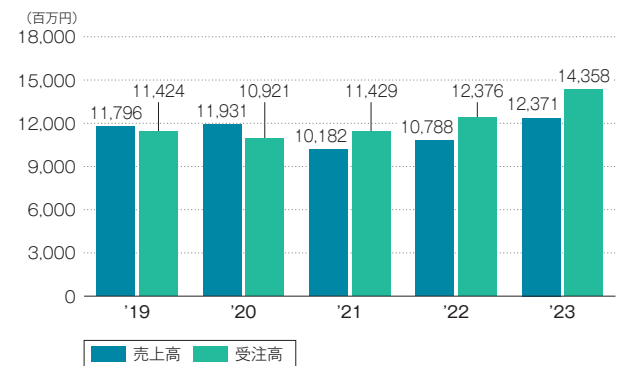
しかしながら、その様な中でここまでやってこられたのは、従業員皆様の努力は言うに及ばず、お客様、監督諸官庁、金融機関、業界の諸先輩方、そして地域社会の皆様のお陰であります。

株式会社ササクラの社是である「社業を通じて社会の進歩に貢献する」を叶えるためにも、少しでも社会への恩返しがたく、財団の設立を決意いたしました。

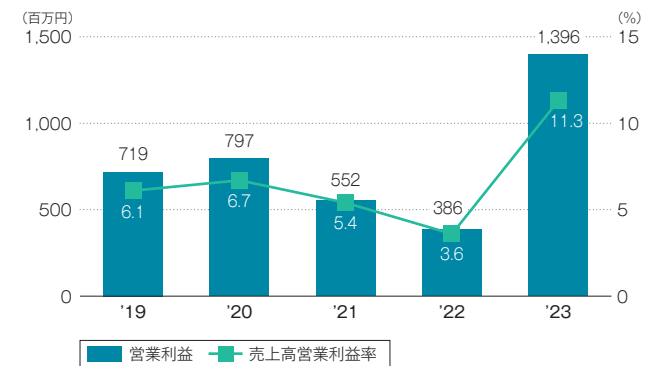
財務データ

主要財務情報

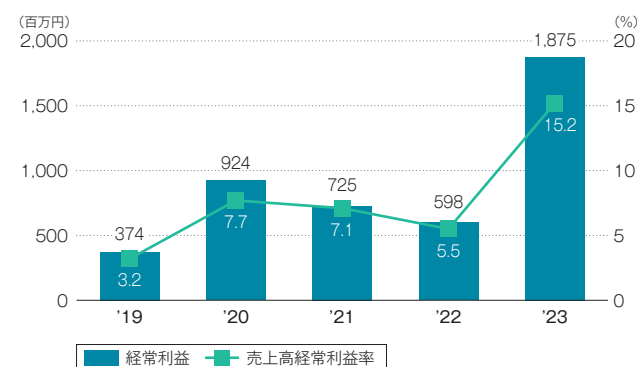
売上高／受注高



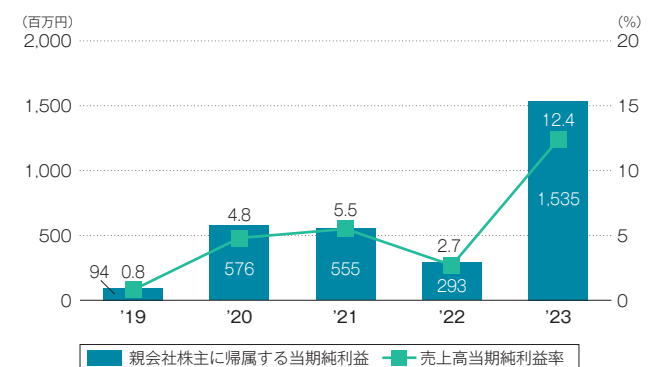
営業利益／売上高営業利益率



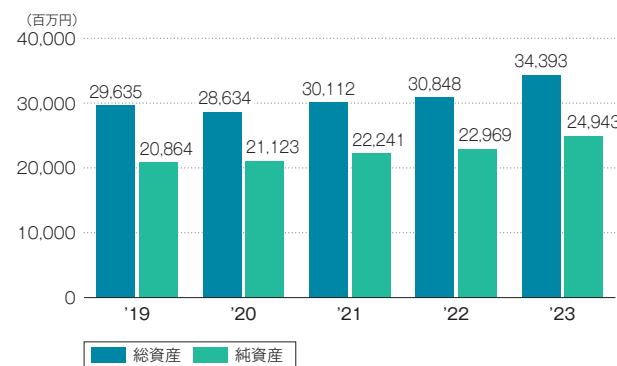
経常利益／売上高経常利益率



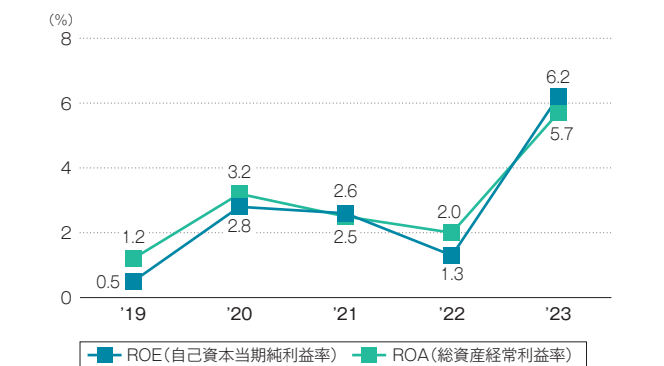
親会社株主に帰属する当期純利益／売上高当期純利益率



総資産／純資産



ROE(自己資本当期純利益率)／ROA(総資産経常利益率)



セグメント情報

船舶用機器事業

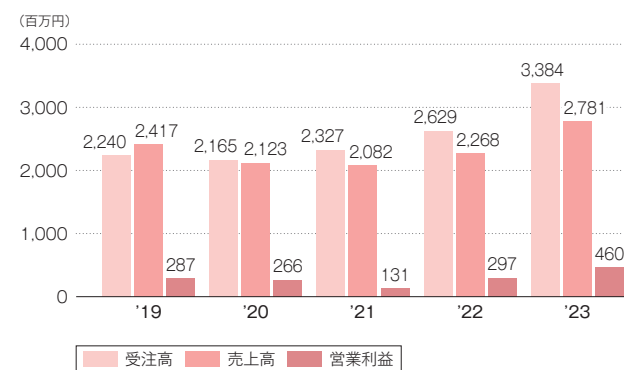


船舶用機器事業の主力は船舶用造水装置です。船舶用造水装置は当社の祖業であり、航海中の船の水需要を充たす最も重要な機器の一つで、造り出された清水は飲料水からボイラー給水、雑用水にわたり多目的に使用されています。

特に、省エネ型の造水装置は、昨今の船内水需要増加に対するソリューションとして注目されています。日本で建造される船はもとより、海外へも輸出される当社の造水装置は、数多くの船舶に搭載され、その技術水準は世界のトップクラスとして評価をいただいています。また、海洋環境保護には国際海事機関(IMO)で定められた国際基準をクリアする油水分離器や、汚水処理装置などが活躍しています。

2023年度における当該事業は、堅調な新造船建造機運や既存船稼働状況に支えられ、受注高は33億84百万円(前期比28.7%増)となり、売上高は27億81百万円(同22.6%増)、営業利益は4億60百万円(同55.2%増)、受注残高は22億77百万円(同36.0%増)と順調に伸長しましたが、昨年来の材料費高騰の影響から新造船用機器の採算は依然として低迷しています。

セグメント別受注高・売上高・営業利益



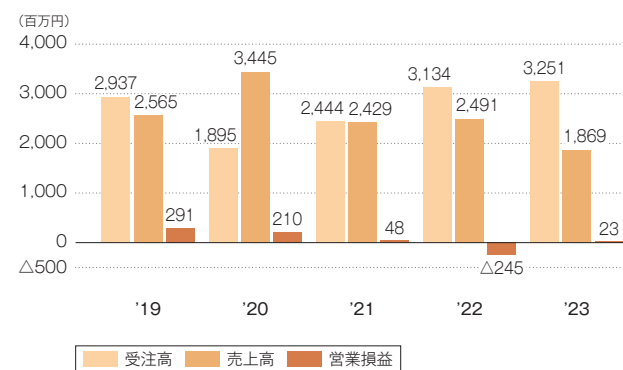
陸上用機器事業



陸上用機器事業の主力は空冷式熱交換器です。空冷式熱交換器は大気を使用して、空冷式熱交換器の内部に流れる流体を冷却する熱交換器です。わが国の石油精製、石油化学プラントの発展とともに、その冷却分野で活躍してきました。資源を有効活用した経済性の高い熱交換器です。また、都市ごみ焼却プラントやバイオマス発電プラントにもその用途を拡大し、リーディングメーカーとして業界の発展に貢献し続けています。また、当社の超低温バタフライ弁は、エネルギー源として欠かすことができないLNG受入基地やLNG船、そして宇宙開発ロケット用液体燃料や液体水素の移送ラインで使用されています。

2023年度における当該事業は、都市ごみ焼却プラント向け空冷式熱交換器の受注が堅調に推移したことから、受注高は32億51百万円(前期比3.7%増)となりました。売上高は18億69百万円(同25.0%減)となりましたが、営業利益は23百万円(前年同期は材料費高騰に伴う受注損失引当金の計上があったため、2億45百万円の損失)、受注残高は60億44百万円(同29.6%増)となりました。

セグメント別受注高・売上高・営業損益



水処理装置事業

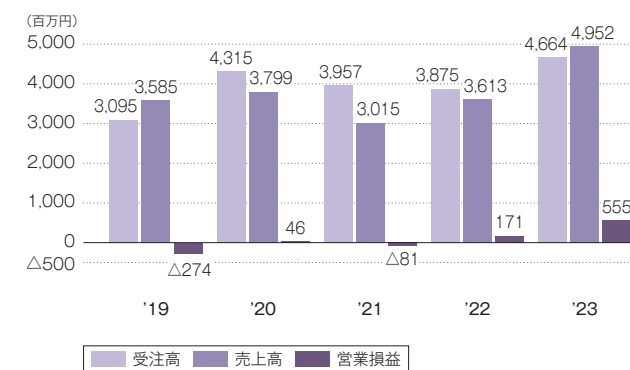


水処理装置事業は大きく分けて、蒸発濃縮装置と海水淡水化装置の二つの装置を取り扱っています。蒸発濃縮装置は、ヒートポンプという省エネ技術を利用して、効率よく工場の排水を濃縮あるいはその中に残存する原材料・溶剤などを取り出し、もう一度工場内で利用したり、ほかの工程で利用したりするマテリアルリサイクルのために利用されています。日本国内のみならず、中国、台湾、韓国、東南アジアにあるディスプレイ・半導体・電池・自動車などの工場において排水を綺麗にし、また限りある資源の有効利用に役立っています。

海水淡水化装置は、当社の技術の源流である船舶用造水装置を陸上用に展開したもので、水資源の限られている中東諸国や発電所用のボイラー給水用として日本やインドネシアなどで採用いただいています。

2023年度における当該事業は、サウジアラビア既設海水淡水化プラントのリハビリ工事の受注が加わり、受注高は46億64百万円(前期比20.4%増)となり、売上高は49億52百万円(同37.1%増)、営業利益は5億55百万円(同223.3%増)、受注残高は59億50百万円(同7.6%減)となりました。

セグメント別受注高・売上高・営業損益



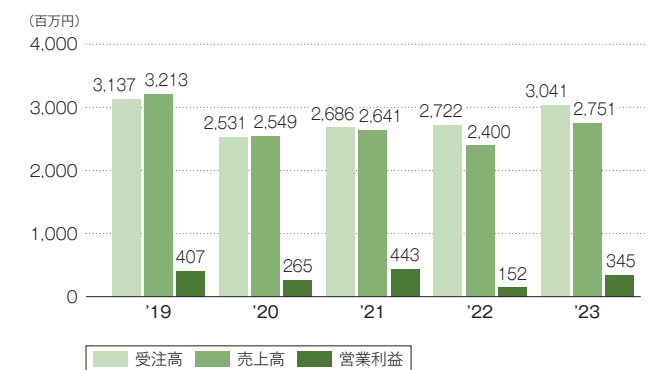
消音冷熱装置事業



消音冷熱装置事業は、騒音防止装置と水冷媒放射空調システムを取り扱っています。騒音防止装置は、建物内外の機器から発せられる音の制御、そして各種プラントから発せられる騒音を制御し、SDGsのGoalでもある「住み続けられるまちづくり」に貢献しています。提供する騒音防止装置の性能は、半世紀にわたる実績ならびに自社に備える独自の音響実験研究設備「音響ラボラトリー」にて確認されたものであり、顧客の厚い信頼の基礎となっています。一方、水冷媒放射空調システムは、当社の長年にわたる熱交換技術を基に伝導効率に優れた冷媒として水を利用し、環境負荷を抑える新しい空調システムです。SDGsに即した対応を求められる各自治体の庁舎や、積極的に環境問題に取り組まれる企業のオフィスなどに採用され、温度ムラの無い快適な空調システムとして高い評価を得ています。

2023年度における当該事業は、データセンター向けや都市ごみ焼却プラント向けの騒音防止装置の需要に支えられ、受注高は30億41百万円(前期比11.7%増)となり、売上高は27億51百万円(同14.6%増)、営業利益は3億45百万円(同125.9%増)、受注残高は24億80百万円(同13.2%増)となりました。

セグメント別受注高・売上高・営業利益



拠点一覧

〔 国内拠点 〕			
本社	〒555-0011 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号 (登記本店所在地:大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号) TEL (06)6473-2131(代表)	竹島工場	〒555-0011 大阪市西淀川区竹島四丁目6番45号 TEL (06)6473-2136
東京支社	〒104-0033 東京都中央区新川一丁目17番25号 KDX東茅場町三洋ビル9階 TEL (03)5566-1212	歌島工場	〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島五丁目8番19号 TEL (06)6473-4233
ササクラ テクノプラザ	〒555-0011 大阪市西淀川区竹島四丁目5番30号 TEL (06)6473-2138	小野田工場	〒756-0866 山口県山陽小野田市大浜 TEL (0836)88-0441
		【関係会社】	●株式会社 笹倉サービスセンター ●株式会社 ササクラ・エーイー
		【関連団体】	一般財団法人 ササクラ環境科学財団
		〔 海外拠点 〕	
		【関係会社】	●PT. SASAKURA INDONESIA(インドネシア法人) ●SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY(サウジアラビア法人) ●台湾篠倉貿易股份有限公司(台湾法人) ●上海ササクラ環保科技有限公司(中国法人)



ササクラ 本社



ササクラ テクノプラザ

会社概要

商号	 株式会社 ササクラ	URL https://www.sasakura.co.jp	
創立	1949年(昭和24年) 2月22日		
資本金	1億円		
代表者	代表取締役会長 笹倉 敏彦 代表取締役社長 笹倉 慎太郎		

社章



社章は、ササクラが長年テーマとして取り組んできた地球環境保護を意図した「水と緑の地域」をマークとし、その中心に「SASAKURA」の頭文字の「S」をあしらい、水と緑の地球を人の形で造形することにより、人と地球の関わりを意味し、その地域の回転でもって永遠の拡がりイメージし、人々の和が会社を、そして地球を美しく育み、社会から信頼される企業としての発展を願い、心からの祈りを込めて制定したものです。

